

理学療法士・作業療法士養成の臨床実習一単位 45 時間について

小林由香子

理学療法士の臨床実習に関しては、複数の自殺者が明らかとなっており、メンタル不全・不適応の頻度は高すぎるとの報告が度々なされる等、長年問題が指摘されてきました。2017年には、厚生労働省が学生等に対するアンケート調査を実施し、臨床実習が学生にとって大きな負担となっている事実が明らかにされ、学校養成施設や臨床実習施設における教育の質の向上が喫緊の課題として求められる状況となっています。

その一方で、現行の指定規則・ガイドラインに定められている単位の考え方や学校養成施設・臨床実習施設において認識されておらず、現在でも臨床実習の学修時間が過重なまま放置され違反行為が蔓延している実態があります。臨床実習における問題の全てが、一単位の運用を徹底することで解決する訳ではありませんが、この点は違反行為として議論の余地がなく、早急に改善に取り組むべき課題であり、現状を見逃すことは許されません。

下記の内容をご参考頂き、一単位 45 時間の順守を徹底され、臨床実習における問題解決の第一歩に取り組まれますよう、お願い申し上げます。

1) 高等教育における一単位の考え方

高等教育における一単位の考え方については、大学設置基準第6章第21条第2項に記されています。

(大学設置基準、第6章第21条2) 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一、 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二、 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については（以下省略）

つまり、高等教育における一単位とは、標準的に45時間の学修を行えば習得できる内容とされ、一単位 45 時間＝授業時間＋授業時間外に行う自己学修時間と定められているのです。例えば、講義及び演習の一単位 45 時間とは、授業が15時間であった場合は自己学習を30時間行うということで、授業が30時間であった場合には自己学習を15時間行うということになります。

2) 臨床実習における一単位の考え方

理学療法士を養成する大学・短大・専門学校の単位の計算方法に関しては、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の別表第一の一で「単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。」とされ、上記の大学設置基準の内容に準拠することが記されており、一単位45時間の学修に授業時間外に行う自己学修時間を含むことが明らかとなっています。

この点は、さらに、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの5で下記のように明確に示されています。

(理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン、5)

(3) 単位の計算方法については、一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める事。なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

(4) 臨床実習については、一単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。

臨床実習の一単位に関しては、「45時間の実習をもって構成する」とされ、そもそも、臨床実習時間外に行う自己学修時間が設定されていないことから、臨床実習等で必要な課題などの作成時間は臨床実習時間中に行われるべきものと認められるのです。

3) 政府及び厚生労働省の見解

上記の臨床実習の一単位の考え方について、2017年6月に厚生労働省の担当官に問い合わせしたところ、「実習の後に毎回レポートや日誌を課した結果、大幅に45時間を超過することは認められません。」との回答を得ました。

また、2018年6月27日に阿部知子衆議院議員が質問主意書*で政府の見解を質し、下記の回答**を得ました。

(内閣衆質一九六第四一二号、平成三十年七月六日) …現行のガイドラインに沿って行われる臨床実習についても、ガイドラインにおいて定められている臨床実習の一単位の時間数である「四十五時間」とは、臨床実習の時間外に当該臨床実習に必要な書類の作成等を行う時間も含むものである…

そして、2020年4月1日から適用となる新しいガイドラインを通知する文書の中で、現行の臨床実習における一単位について、厚生労働省は政府と同様の見解を明確に示し、都道府県による周知徹底と養成施設に対する指導を求める

に至りました。

(医政発1005第1号、平成30年10月5日) …現行のガイドラインにおいて定められている臨床実習の1単位の時間数である「45時間」についても、臨床実習の時間外に当該臨床実習に必要な書類の作成等を行う時間を含むものであることから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

4) 理学療法士協会の見解

このように、大学設置基準・学校養成施設指定規則・養成施設指導ガイドラインのいずれに照らしても、理学療法士養成の一単位の考え方は一貫しており、一単位45時間＝授業時間＋授業時間外に行う自己学修時間であることは非常に明確です。

当然、理学療法士協会もこの点を認識しており、2010年発表の「理学療法教育ガイドライン(1版)」で、下記のように述べています。

(理学療法教育ガイドライン第1版、8頁) 現行の指定規則では、臨床実習教育は18単位(18週)以上行われなければならないと定められている。

(同、27頁) 高等教育における1単位とは、45時間の学修を習得したことに対して付与されるものである。また、講義、演習、実習という教授形態により、教室で行う学習と自己学習の時間配分が異なるが…単位制の取り決めでは、学生が自己学修を行う時間を時間割の中に組み込むことになっている。従って、1単位の講義を1科目設けるならば、時間割上に、1コマの授業時間と2コマの空き時間(自己学修時間)が含まれていなければならない。…このような単位制の考え方を忠実に守れば、養成校が求める学習内容は、自己学習も含めて、すべて開講期間の週日定時まで習得できる。週日の夕方以降および休業日、長期休暇期間には、学生の自由な意思によって、幅広い領域にわたる付加的な学習を行うことが可能である。

さらに、高等教育における単位制の考え方にに基づき、2018年9月11日、「臨床実習中における学生への指導について」と題した協会長名の文章***を発表し、「①実習時間内での日誌・課題作成等の完結 日誌・課題作成等については、理学療法士作業療法士養成施設指導要領に基づき、臨床実習時間内にて完結できるよう、養成校と実習先施設との十分な打ち合わせに基づき計画し、実施ください。」と会員に対して注意喚起を行っています。

5) 大阪地裁の判断

最後に、大阪地裁が1単位45時間の問題をどのように判断したか、少し長くなりますが、引用してご紹介します。

(平成 26 年(ワ)第 11499 号、大阪地裁判決 71 頁) …輝民が辻クリニックにおける本件実習に要した時間は… 1 週間当たり少なくとも約 4 2 時間であると認められる。また、輝民が症例日誌等の…作成に要した時間は、一日当たり平均約 4 時間であるから、1 週間当たり平均約 2 8 時であると認められる。

そうすると、本件実習における輝民の学修時間は、1 週間当たり平均約 7 0 時間となっていたというべきである。

ところで、…厚生省指導要領(現在のガイドライン)の…規定は、理学療法士養成施設に対し、臨床実習における学習時間を 1 週間おおむね 4 5 時間以内とするよう求めるものであることが認められる。このように厚生省指導要領が臨床実習における学習時間を制限した趣旨は、臨床実習によって学生が受ける平均的な疲労や心理的負荷を考慮し、臨床実習における長時間の学習によって学生が過度の心理的負荷等を蓄積し、その心身の健康を損なってしまうことのないように、学生を保護することにあると解される。このような厚生省指導要領の規定の趣旨や輝民の自宅での作業時間が深夜や早朝に及んでいたことに照らすと、前記の通り 1 週間当たり平均 7 0 時間という前記厚生相指導要領の基準を大幅に超える輝民の学習時間は、質的・量的に過重なものであったことは明らかである。

臨床実習を指導する立場である N は、輝民に対し、具体的な作業時間や睡眠時間等の確認を行うなどしてその学習時間の実情を把握し、それが質的・量的に過重なものとなっていないかを検討し、それが過重な場合には改善するための指導をするべきであったにもかかわらず、輝民に対して前記確認すらしたことがなかったのであるから、…注意義務に違反したと認められる。

(以下、輝民の学習時間が質的・量的に過重なものであったにもかかわらず、N が実情を把握せず改善するための指導をしなかったことを、「N 違法行為」という。)

(同 91 頁) 本件実習における輝民の学習時間は、1 週間当たり平均約 7 0 時間という厚生省指導要領(現在のガイドライン)の基準を大幅に超えるものとなっており、輝民の自宅での作業時間も深夜や早朝に及んでいたことから、質的・量的に過重なものとなっていたことは明らかである。

それにもかかわらず、被告高寿会は、輝民に対し、具体的な作業時間や睡眠時間等の確認すらしたことがなかったのであるから、被告高寿会が臨床実習における学習時間が 1 週間当たり概ね 4 5 時間以内になるように配慮すべき義務に違反したと認められる。

このように、臨床実習 1 単位 4 5 時間に関する厚生省の規定の趣旨を「臨床実習における長時間の学習によって学生が過度の心理的負荷等を蓄積し、その心身の健康を損なってしまうことのないように、学生を保護することにある」

とし、輝民の学習時間を「質的・量的に過重なものであった」と認めました。

その上で、実習指導者には学修時間の実情を把握し、「それが過重なものであった場合には改善するための指導をするべきであった」にもかかわらず、何ら対応しなかったことを認め、これを実習指導者の違法行為と認定しています。また、学校に対しても、「臨床実習における学習時間が1週間当たり概ね45時間以内になるように配慮すべき義務に違反した」と責任を認めました。

6) 結論

以上のことから、臨床実習時間の一単位（一週間）45時間には、臨床実習で必要な日誌等の課題作成時間を含むものであることは、現在の大学設置基準・指定規則・ガイドライン及び裁判所の判断を通じて一貫しており、明白です。臨床実習時間外に毎日課題を課した結果、臨床実習の学修時間が週45時間を大幅に超えるようなことは認められず、万一、そのような状況を放置し、問題が発生した場合には、学校・養成施設・実習施設の不法行為或いは配慮義務違反として責任を問われることとなります。

* http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a196412.htm

** http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196412.htm

*** <http://www.japanpt.or.jp/upload/japanpt/obj/files/info/180911.pdf>